ｄ　区分三に該当する者　九、三八〇単位
ｅ　区分二（区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者　七、四二〇単位
ｆ　区分一（区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者　六、五五〇単位
ｇ　障害児　一三、五五〇単位

㈡　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（㈢に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二六、〇四〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一八、一〇〇単位
ｃ　区分四に該当する者　一一、三〇〇単位
ｄ　区分三に該当する者　六、〇一〇単位
ｅ　区分二に該当する者　四、〇九〇単位
ｆ　区分一に該当する者　三、一七〇単位
ｇ　障害児　一〇、一六〇単位

㈢　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（介護保険給付対象者を除く。）　二二、九二〇単位

㈣　介護保険給付対象者　次のａ又はｂに掲げる者の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一、八五〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一、一二〇単位

(6)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注２若しくは注６又は介護給付費等単位数表の第15の１の２の２の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定されるもの　二、五〇〇単位

(7)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの　次の㈠から㈢までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに掲げる単位数

㈠　介護給付費等単位数表第２の１の重度訪問介護サービス費の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一四、〇五〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一〇、二一〇単位
ｃ　区分四に該当する者　七、九八〇単位

ｄ　区分三に該当する者　九、一九〇単位
ｅ　区分二（区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者　七、二七〇単位
ｆ　区分一（区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者　六、四一〇単位
ｇ　障害児　一三、二七〇単位

㈡　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（㈢に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二五、五〇〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一七、七三〇単位
ｃ　区分四に該当する者　一一、〇七〇単位
ｄ　区分三に該当する者　五、八九〇単位
ｅ　区分二に該当する者　四、〇一〇単位
ｆ　区分一に該当する者　三、一〇〇単位
ｇ　障害児　九、九五〇単位

㈢　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（介護保険給付対象者を除く。）　二二、四五〇単位

㈣　介護保険給付対象者　次のａ又はｂに掲げる者の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一、八一〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一、一〇〇単位

(6)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注２若しくは注６又は介護給付費等単位数表の第15の１の２の２の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者　二、四五〇単位

(7)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの　次の㈠から㈢までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに掲げる単位数

㈠　介護給付費等単位数表第２の１の重度訪問介護サービス費の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一三、七六〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一〇、〇〇〇単位
ｃ　区分四に該当する者　七、八二〇単位